

○探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成19年 8 月30日

警察本部訓令第25号

改正 平成20年 2 月29日本部訓令第 4 号、平成22年 3 月10日本部訓令第 9 号、平成24年 7 月 6 日本部訓令第 8 号、平成26年 3 月25日本部訓令第10号、平成28年 3 月31日本部訓令第 5 号、平成30年10月30日本部訓令第17号、令和元年 6 月13日本部訓令第 4 号、令和元年12月13日本部訓令第 8 号、令和 3 年 3 月30日本部訓令第 4 号、令和 6 年 6 月 7 日本部訓令第14号

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「規則」という。）、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年香川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）の規定に基づく探偵業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(届出書等の取扱い)

第 2 条 警察署長は、探偵業に係る届出書又は申請書（以下「届出書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 7 条又は第37条の規定により、届出書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長は、届出書等のうち規則第 2 条第 1 項に規定する探偵業開始届出書（以下「開始届出書」という。）又は規則第 3 条第 1 項に規定する探偵業変更届出書（以下「変更届出書」という。）の提出を受ける場合において、届出の事項について調査を要するときは、法第 3 条各号に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に関し、警察官が調査することを告知するものとする。

3 警察署長は、届出書等を受理したときは、別記様式第 1 号の受付簿に必要な事項を記録してその処理結果を明らかにしなければならない。

4 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、届出書等及びその関係書類を別表に定める順序により整理の上、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する簿冊（以下「簿冊」という。）別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

- 5 警察署長は、届出書等及びその関係書類を生活安全企画長に送付するときは、その写しを保存するものとする。

(開始の届出)

第3条 警察署長は、開始届出書の提出を受けたときは、届出の内容を確認し、これを適当と認めるときは、専決により生活安全企画課長が管理する番号（8桁の数字で上位2桁は香川県コード、中位2桁は西暦年の下2桁の数字、下位4桁は0001から始まる累年の一連番号により構成するものをいう。）を開始届出書の受理番号として、速やかに届出者に通知しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定による開始届出書の受理番号の通知をしたときは、速やかに別記様式第2号の探偵業開始等届出調査書（以下「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第2号の2の探偵業届出審査表（以下「審査表」という。）により審査し、その探偵業者が欠格事由に該当するか否かを調査しなければならない。

- 3 警察署長は、前項の規定による調査の結果、当該探偵業者が欠格事由に該当しないときは、開始届出書その他関係書類に調査書及び審査表を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 4 生活安全企画長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、別記様式第3号の探偵業届出台帳（以下「届出台帳」という。）を作成し、その写しを警察署長に送付しなければならない。

(廃止又は変更の届出)

第4条 警察署長は、規則第3条第1項に規定する探偵業廃止届出書の提出を受けたときは、届出の内容を確認し、これを適当と認めるときは、当該探偵業廃止届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 2 警察署長は、変更届出書の提出を受けたときは、届出の事由を確認し、当該変更届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、届出の内容が法人の代表者又は役員の氏名の変更であるときは、速やかに調査書及び審査表により、その探偵業者が欠格事由に該当するか否かを調査し、欠格事由に該当しないときは、当該変更届出書に調査書、審査表その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(届出台帳の管理)

第5条 生活安全企画課長及び警察署長は、届出台帳を簿冊に開始届出書の受理番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度、保存する届出台帳に必要な事項を記載し、その写しを変更に係る警察署長に送付しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名（婚姻等による姓の変更に限る。）及び住所（所在地）の変更があったとき。

(2) 営業所の名称又は所在地の変更があったとき。

- (3) 広告又は宣伝をする場合に使用する名称に変更があったとき。
- (4) 法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
- (5) 探偵業の廃止があったとき。
- (6) 営業停止等の処分又は必要な措置の指示を行ったとき。
- (7) 立入り又は報告若しくは資料の提出の要求を行ったとき。
- (8) その他届出台帳の記載内容に変更があったとき。

(報告及び資料の提出の要求)

第6条 生活安全企画課長又は警察署長は、法第13条第1項の規定による探偵業者からの報告又は資料の提出を求めるときは、専決により細則第2条の報告等要求書を作成し、これを名あて人である探偵業者に交付しなければならない。

- 2 警察署長は、探偵業者から前項の報告等要求書に係る報告又は資料の提出を受けたときは、当該報告に関し作成した書面又は提出された資料の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(立入検査)

第7条 香川県警察本部生活安全部長は、法第13条第1項の規定による探偵業者の営業所への立入りを行う必要があると認めるときは、生活安全企画課長又は警察署長に対しその実施を指示することができる。

- 2 法第13条第1項の規定により探偵業者の営業所へ立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問した警察職員は、その結果を別記様式第4号の立入り報告書により営業所の所在地を管轄する警察署長に報告し、及び当該立入り報告書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(必要な措置の指示)

第8条 警察署長は、法第14条の規定による必要な措置の指示を行う必要がある事案を認知したときは、別記様式第5号の指示処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、行政手続法第13条第2項に規定する場合を除き、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条の弁明通知書を当該不利益処分の名あて人となるべき探偵業者に交付し、当該探偵業者から弁明があったときは、同法第29条第1項に規定する弁明書の提出を受け、又は同規則第22条第1項の弁明調書を作成しなければならない。
- 3 生活安全企画課長は、前項の弁明通知書の交付を上申に係る警察署長を経由して行うことができる。
- 4 生活安全企画課長は、第1項の規定による上申及び第2項の弁明について審査し、必要な措置の指示を行うことが相当と認めるときは、専決により細則第4条に規定する指示書を作成して、当該指示書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

- 5 警察署長は、前項の規定による指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を名あて人である探偵業者に交付して処分を執行するとともに、後日、当該指示書による指示事項の履行について確認を行い、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（営業の停止等）

第9条 警察署長は、法第15条第1項又は第2項の規定による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分（以下「営業停止等の処分」という。）を行う必要がある事案を認知したときは、別記様式第6号の営業停止等処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、営業停止等の処分に係る手続について準用する。

- 3 生活安全企画課長は、香川県公安委員会が営業停止等の処分を決定したときは、別記様式第7号の不利益処分決定通知書及び細則第5条の営業停止命令書又は細則第6条の営業廃止命令書（以下「営業停止等命令書」という。）を作成して、当該営業停止等命令書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

- 4 警察署長は、前項の規定による営業停止等命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該営業停止等命令書を名あて人である探偵業者に交付して処分を執行するとともに、後日、当該営業停止等命令書による処分事項の履行について確認を行い、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（審査請求等の教示）

第10条 探偵業者に対し不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示の記載にあつては、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号）第26条の教示文を使用するものとする。

（受領書）

第11条 生活安全企画課長又は警察署長は、探偵業の事務に関し香川県公安委員会が発する書面を名あて人に交付する場合において、必要があると認めるときは、受領書を徴するものとする。この場合において、警察署長は、徴した受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

（電算登録）

第12条 生活安全企画課長は、探偵業者について法に基づく処分があったとき、又は警察署長から送付を受けた届出書等について別に定めるところによる探偵業管理業務において電算登録を行う必要があるときは、警察庁情報管理システムによる電算登録を行わなければならない。

（報告）

第13条 警察署長は、探偵業に係る取扱件数その他の事項について、別に定めるところに

より、生活安全企画課長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 平成19年6月1日からこの訓令の施行の日までの間における探偵業に係る届出及び申請については、この訓令の規定に基づき、速やかに、届出台帳の作成その他所要の事務処理を行うものとする。

附 則（平成20年2月29日本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年2月29日から施行する。

附 則（平成22年3月10日本部訓令第9号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月30日本部訓令第17号）

この訓令は、平成30年10月30日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年12月13日本部訓令第8号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年6月7日本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、令和6年6月7日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）